

1 部会の設置【堺市がん対策推進委員会規則第8条により設置】

(1) 目的

堺市がん対策推進委員会の答申後、市が企画立案した事業をより一層効果的に実施するため、がんに関する予防知識の普及と検診の受診促進、検診制度に関して、専門的見地から助言を得ること及び関係機関同士の連携強化を目的として設置。(堺市がん対策推進委員会などとの関係図は、別紙のとおり)

(2) 部会の役割

- ①「がん検診受診率向上強化への取り組み」の進捗管理
- ②受診率、死亡率、医療費などの評価・分析、各区への指導助言
- ③がん検診の制度全体の評価、分析

(3) 部会委員の指名及び委任事項

- ①部会に属する堺市がん対策推進委員は、堺市がん対策推進委員会の会長が指名する。
- ②部会に部会長及び副部会長を置き、堺市がん対策推進委員会の部会委員の互選によりこれらを決める。
- ③部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。また、部会長は、審議に必要な関係者を部会委員として召集できる。
- ④堺市がん対策推進委員会規則第3条第3項の規定にかかわらず、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

2 部会の構成【堺市がん対策推進委員会規則第8条及び第4条による関係者の出席】

構成	案(10名以内)	備考
堺市がん対策推進委員 (部会委員)	5名	

以下は部会長が関係者を部会委員として召集

堺市医師会	1名	
受診率向上に関する専門知識を有する者	1名	
がん検診制度に関する専門知識を有する者	1名	
市民、患者会、その他の関係団体などの者	必要に応じて召集	

3 部会の開催回数

必要に応じ適宜開催

4 部会設置までの主なスケジュール

- 1 1月中旬 部会 委員の推薦依頼・就任手続き
- 1 1月下旬 第1回(仮称)堺市がん検診推進部会 開催
- 1 1月下旬 各区実務者会議 開催

新たな取り組みの推進体制

「堺市がん対策推進委員会」にてがん検診推進部会を設置、事業の進捗管理、分析・評価、各区でのがん検診受診率向上策への指導助言を行う

